

# I 第3期プラン策定の背景

## 1 第3期プラン策定の趣旨

少子高齢化の進展や人口減少等、わが国の社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、ともにその能力や個性を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国における社会の最重要課題とされ、現在も社会のあらゆる分野においてその推進がなされているところです。

本市においても、平成5（1993）年に「貝塚市女性問題行動計画 コスモス女性プラン」を策定し、その趣旨に沿った様々な施策を推進してきました。その後、国内外や市政を取り巻く社会経済情勢の変化にともない、プランの改定作業を進め、平成15（2003）年に「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」を策定し、政策・方針決定の場への男女の対等な参画の推進や意識改革の推進、男女が平等に働ける環境づくりなど、様々な施策を推進してきました。

「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」の策定から10年が経ち、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、本市の課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな課題に的確に対応していくことが求められています。

また、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）<sup>\*1</sup>が制定されて以降、平成16（2004）年、平成20（2008）年に改正され、市においてもDV防止基本計画の策定が努力義務として位置づけられました。配偶者や交際相手への暴力は、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。このような暴力は家庭内で行われることが多いため、発見が困難であることや、社会の理解も十分であるとは言えない状況であることから、これらの問題の解決を図るため、DV<sup>\*2</sup>の被害者への支援をはじめ、あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するための取り組みが求められています。

こうした背景を踏まえ、「貝塚市男女共同参画計画（第3期）コスモスプラン」（以下「第3期プラン」という。）を策定し、第3期プランの一部に本市のDV防止基本計画を盛り込み、新たな課題に対応していく施策を総合的かつ計画的に推進していくものとします。

## 2 男女共同参画をめぐる世界・国・府・市の動向

### (1) 世界の動き

- 平成 12（2000）年6月に、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。これは、平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議（北京会議）で採択された「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するためのもので、この行動綱領において、12 の重大問題領域について具体的な取り組みの指針を示し、それらの取り組みの実現が求められました。
- 平成 17（2005）年2月にニューヨークの国連本部で開催された、第 49 回国連婦人の地位委員会（通称：北京+10）において、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。
- 平成 18（2006）年6月 30 日及び7月 1 日に、東京において東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、会合の合意文書として「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。
- 平成 19（2007）年 12 月に、ニューデリーにおいて第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、会合の合意文書として「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択されました。個別テーマとなった（1）意思決定過程における女性の参画・リーダーシップ、（2）女性に対する暴力、（3）家庭内労働、及び、その他として、（4）制度的メカニズム、ジェンダー<sup>※3</sup>統計等について、取るべき行動がより具体的に示されました。
- 平成 21（2009）年7月に、ニューヨークの国連本部において女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第 6 回報告審査が行われました。これは本条約（昭和 60（1985）年批准）の実施状況について審議するもので、その結果、翌 8 月、日本政府に対して「女子差別撤廃委員会最終見解」が出されました。
- 平成 22（2010）年3月に、第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。

- 平成 22（2010）年7月の国連総会決議において、女性に関する4つの機関（国連女性開発基金（UNIFEM）<sup>\*4</sup>、国連女性の地位向上部（DAW）<sup>\*5</sup>、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）<sup>\*6</sup>、国際女性調査訓練研修所（INSTRAW）<sup>\*7</sup>）を統合することが決定され、新たな機関UNWomen<sup>\*8</sup>が平成 23（2011）年に発足しました。

## (2) 国の動き

- 平成 12（2000）年 12 月に、男女共同参画社会基本法<sup>\*9</sup>に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成 13（2001）年4月に、配偶者からの暴力（DV）にかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されました。
- 平成 15（2003）年7月に、少子化対策施策の基本理念を明らかにするとともに、施策の総合的推進を目的とした「少子化社会対策基本法」と、都道府県、市町村の行動計画策定が義務づけられた「次世代育成支援対策推進法」<sup>\*10</sup>が制定されました。
- 平成 16（2004）年6月に、DV防止法の第1次改正が行われ、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、都道府県における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定義務などが盛り込まれました。
- 平成 16（2004）年 12 月に、DV防止法に基づき、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。
- 平成 17（2005）年 12 月に、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。ここでは、12 の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成 32（2020）年までを見通した施策の基本的方向と平成 22（2010）年度末までに実施する具体的施策の内容が提示されました。
- 平成 19（2007）年7月に、DV防止法の第2次改正が行われ、市町村における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務とすることなどが盛り込まれました。

## I 第3期プラン策定の背景

### 2 男女共同参画をめぐる世界・国・府・市の動向

- 平成 19（2007）年 12 月に、ワーク・ライフ・バランス<sup>※11</sup>の実現のために設置されたワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取り組みを進めていくため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、それに基づき、平成 20（2008）年が「仕事と生活の調和元年」と位置づけられました。
- 平成 20（2008）年 1 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が改定され、DV防止法の第2次改正の内容などが盛り込まれました。
- 平成 21（2009）年 6 月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 7（1995）年制定）が、仕事と子育ての両立支援等を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的に改正されました。
- 平成 22（2010）年 12 月に、実効性のある取り組みをめざした「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (3)大阪府の動き

- 平成 13（2001）年に、男女共同参画社会基本法に基づき「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定されました。
- 平成 14（2002）年に「男女共同参画社会」の実現をめざすための指針として不可欠な内容を盛り込んだ「男女共同参画推進条例」が制定されました。
- 平成 17（2005）年にDV防止法に基づく「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。
- 平成 18（2006）年に男女共同参画社会基本法に基づく「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画基本計画）」を見直し、「改訂おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。
- 平成 19（2007）年に「大阪府配偶者からの暴力防止及び被害者支援ネットワーク」が設置され、大阪府及び府内 43 市町村との相互連携のもと、暴力の防止と被害者の保護等のためのネットワークが構築されました。
- 平成 20（2008）年に、「大阪維新プログラム案」において、ドーンセンターの事業について見直しが行われ、中核施設としての機能が重点化されました。
- 平成 21（2009）年に、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が改定されました。

- 平成 23（2011）年に、「改定おおさか男女共同参画プラン」が目標年次を迎えたことから「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が策定されました。
- 平成 24（2012）年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が見直されました。

#### (4) 貝塚市の動き

- 平成 5（1993）年に「貝塚市女性問題行動計画 コスモス女性プラン」を策定しました。この計画に基づき、講演会『女と男のフォーラム』の開催や、啓発誌『女と男のコスモスネット』の全戸配布による市民への情報提供及び啓発を行い、またフェミニスト・カウンセリング<sup>\*12</sup>による「女性相談」事業を実施しました。
- 「貝塚市女性問題行動計画 コスモス女性プラン」の目標年次が平成 14（2002）年度であるため、平成 13（2001）年には「男女共同参画に関する市民意識調査」を行いました。
- 平成 15（2003）年に「男女共同参画推進本部研究会・幹事会・本国会」において討議を重ね、「貝塚市男女共同参画審議会」の答申を得て、「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」を策定しました。
- 男女共同参画推進本部内に設置する「男女共同参画推進研究会」において、女性職員のみ対象であった研究会員を、平成 20（2008）年度より男性職員も対象としました。
- DV 被害者に対する支援のあり方を協議するため、平成 21（2009）年に「配偶者からの暴力防止に関する関係課連絡会議」を開催し、庁内の連携体制の強化を図りました。
- 「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」が平成 24（2012）年度に目標年次を迎えるため、平成 23（2011）年に「男女共同参画に関する市民意識調査」を行いました。
- 平成 25（2013）年 3 月に第3期プランを策定しました。

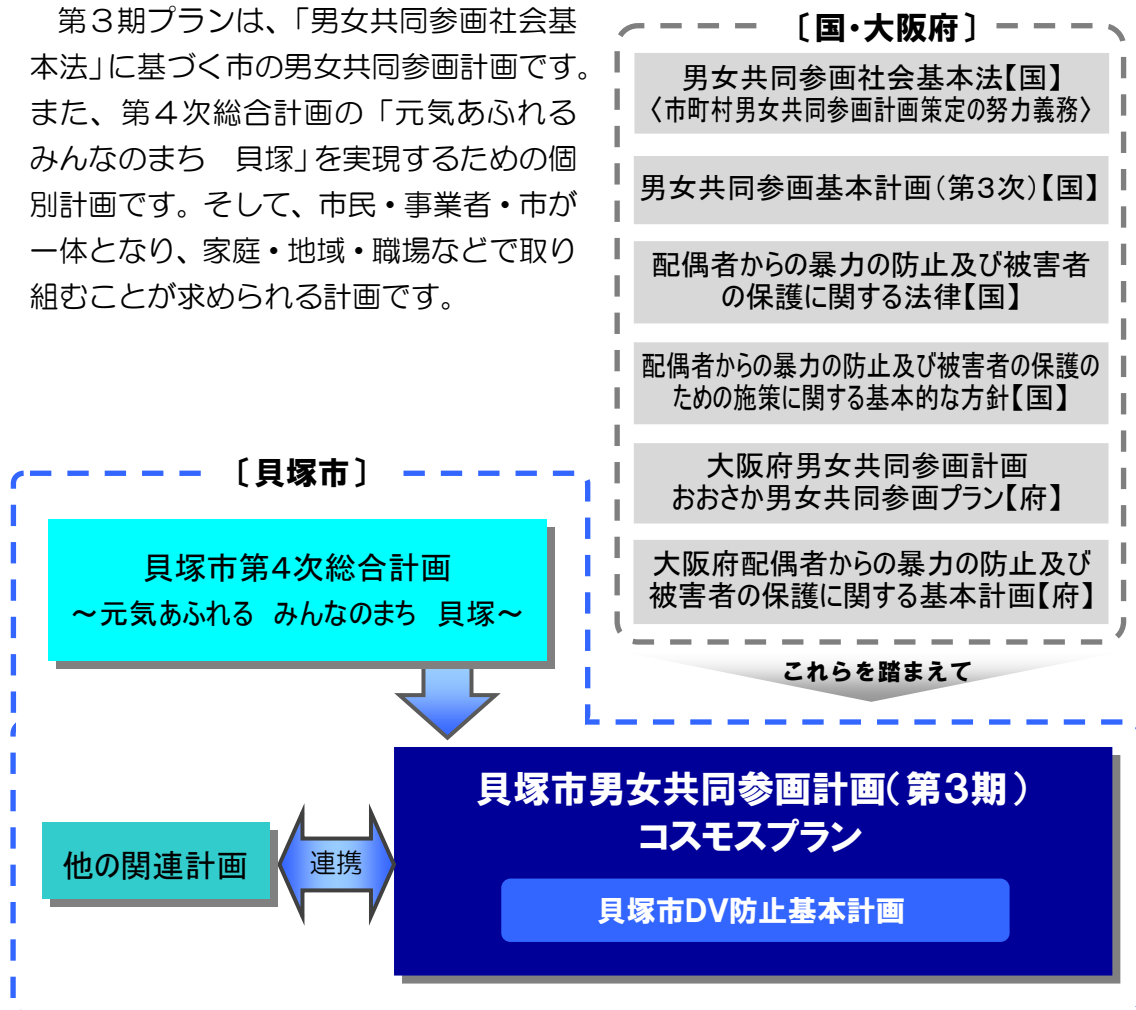
### 3 第3期プランの概要

#### (1) 第3期プランの性格

この第3期プランは「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」を継承・発展させるものであり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく市のDV防止基本計画を盛り込んだものとしています。また、男女共同参画社会の実現に向けてより実効性のある計画とするため、市が実施すべき施策の基本的な方向や具体的内容、市民の役割などについて示すものです。

#### (2) 第3期プランの位置づけ

第3期プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づく市の男女共同参画計画です。また、第4次総合計画の「元気あふれる みんなのまち 貝塚」を実現するための個別計画です。そして、市民・事業者・市が一体となり、家庭・地域・職場などで取り組むことが求められる計画です。



### (3) 第3期プランの期間

本計画の期間は、平成 25（2013）年度を初年度とし、平成 34（2022）年度までの 10 年間とします。

ただし、今後の国内外及び市政を取り巻く社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 4 第3期プランの方針

本市では、これまで「貝塚市男女共同参画計画(第2期)コスモスプラン」に基づいた施策に取り組んできました。しかし、政策・方針決定の場への女性参画については、審議会等委員に占める女性割合をみても、本市の目標値である 30%には達していない状況です。また、就労の場や地域への男女共同参画に関する働きかけがさらに求められるなど、今後も引き続き取り組んでいくべき課題があります。

さらに、顕在化してきたDVへの対応をはじめ、多様な生き方が尊重される社会の実現に向けた意識づくりやワーク・ライフ・バランスの推進、また関心が高まりつつある防災分野に男女共同参画の視点を盛り込むことなどが求められています。

第3期プランにおいては、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえつつ、「行政・地域・企業等の連携によるワーク・ライフ・バランスの推進」「庁内の連携体制の強化による進捗状況の検証・評価」そして「市民の積極的な参画による、あらゆる場面での男女共同参画の推進」に取り組むとともに、市民一人ひとりの自立や支えあう力を引き出し、地域力を高めていくことが重要となっています。

そのため、以下に示す方針を踏まえ、計画を推進します。

#### 第3期プランの方針

- ◆ だれもが暮らしやすい貝塚市の実現に向け、まちづくりのあらゆる分野において男女共同参画の視点を取り入れること
- ◆ 第2期コスモスプランに引き続き今後も取り組むべき課題に加え、行政・地域・市民それぞれの役割を明確にし、取り組みを広げていくためのアクションプランとすること